

陳述書

大矢 タカヤス

私は中学、高校時代に翻訳によってフランス文学の面白さに触れ、必ず原語でこの文学を味わおうと決め、石原のように高校時代からフランス語を学べる境遇になかったため、大学入学を待って初めてフランス語の学習を始め、日夜習得に励んだおかげで、間もなく原語によってこの世界の名作を読むことができるようになり、数もかぞえられるようになり、パリに留学して博士論文を提出し、以後、日本人にフランス語を教え、フランス文学の面白さを説くことで糊口をしのいできました。また近年は、かつてカナダに渡ったフランス人たちがイギリスによって財産を奪われ土地を追われても、フランス語を抛りどころにして故郷を再建した経緯に興味を惹かれ、言語がひとの精神的存在の核であり、ときに物質を超えた力を持ちうることを改めて痛感し、いかなる言語に対してもそれを使うひとに対するのと同じ敬意が払われるべきだと確信いたしました。

しかるに石原の「そういうものにしがみついている手合い」という発言はまさにその裏返しで、「そういうもの」「手合い」という表現でフランス語とそれに関わるひとを侮蔑的に指して、一挙に両方の尊厳をも貶めようという意図が明白に表れています。おそらく、自分の怠惰のため数をかぞえるレヴェルにすら達しえなかったフランス語に対するある種の遺恨と自分の意のままにならぬひとびとを貶めたいという欲求が結びついてこのような高圧的な表現になったと推測されますが、いずれにせよ、彼のこの一連の言辭は、他の国の言語とその教育・普及に携わる人間に対する侮辱であり、一国の首都の首長の口から出るとは信じられない暴言と考えざるを得ません。私自身、都立大学教員のように職を奪われるという不幸には追い込まれませんでした。自分の半生の営為、いわば、私の存在意義そのものに唾された思いがいたします。

しかしながら、原判決では一貫して石原と、この言辭が向けられた相手の間にある法的権限、社会的影響力の差を無視し、あたかも市井の二私人の間の口論に過ぎないかのように扱い、「対立する意見を表明する者が相手方を批判すれば、批判された者が不快感や怒りを覚えるのは通常あり得ること」（判決文 p.18 下段、他にも、p.16, p.17, p. 18 上段, p.21 に同主旨の記述あり）として、名誉毀損、名誉感情の侵害に関する請求を棄却しました。これは上記の発言が東京という世界有数の大都市の権力の頂点に立つ者によって、公的な場で、特定の言語とその関係者に投げつけられたという状況の重大さをまったく認識していない誤った判断だと言わざるを得ません。都知事としての絶大な権限に加えて芥川賞作家というプレステージを思うままに享受する石原と、単なる語学教師たちの立場は対等ではありえず、権力ある者が権力なき者の尊厳を一方向的に傷つけたという構図が成り立っていることは瞭然として明らかです。まして、最も直接的に標的とされた人間が都の被雇用者である事実を考慮するならば、近年広く意識されるようになったハラスメントの関係さえ十分成り立ちうるでしょう。因って司法は、少なくとも傷つけられた尊厳を回復するための措置を命じるべきです。

選挙で勝利したという理由で首長が理不尽な行動に出ることは許されるべきではありません。しかし、今回のようにそのような良識を石原に期待できない以上、そして都の立法と行政がほぼ石原の掌中にある以上、そのような理不尽な行為から国民を守る防壁として国民に残されているのは司法しかありません。この根本原則を裁判所が改めて想起し、本件について行き過ぎた権力から国民を守るべく的確な判断を下されることを心から期待します。